

内閣参質二〇三第一八号

令和二年十一月二十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出家賃支援給付金において、サブリースが除外されている件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出家賃支援給付金において、サブリースが除外されている件に関する質問に対する答弁書

御指摘の「家賃支援給付金の対象外とされている、いわゆるサブリース」の意味するところが必ずしも明らかではないが、家賃支援給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えし、土地代金又は家賃の負担を軽減するために支給するものであるため、自らの事業のために他人の所有する土地又は建物を賃貸借契約等に基づいて直接占有し、当該土地又は建物の使用及び収益をするための対価として金銭を支払った事業者に対して当該給付金を支給することとしている。